

## 第6回小金井市児童発達支援センター運営協議会 次第

日時：令和元年8月20日（火）

午前10時から

場所：本庁暫定庁舎第1会議室

- 1 開会
- 2 令和元年7月までの実績報告
- 3 事務局からの報告事項
  - (1) 外来訓練事業
  - (2) 幼児教育の無償化
  - (3) 巡回相談
- 4 今後の開催日程について
- 5 その他
- 6 閉会

### ■配布資料

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 令和元年年7月までの実績報告       |
| 資料2 | 外来訓練事業について           |
| 資料3 | 幼児教育無償化に係る資料         |
| 資料4 | 巡回相談について             |
| 資料5 | 令和元（2019）年度運営協議会開催予定 |

## 児童発達支援センター運営協議会への実績報告

令和元年8月15日現在

	平成31年	令和元年								令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①相談支援事業（一般）	27件	13件	20件	15件									75件
②相談支援事業（専門）	40件	32件	39件	63件									174件
③相談支援事業（☎）	207件	175件	227件	195件									804件

	平成31年	令和元年								令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
④児童発達支援事業	22人	22人	22人	22人	22人								-
⑤放課後等デイサービス	50人	50人	49人	49人	50人								-
⑥保育所等訪問支援事業	0人	4人	1人	1人									6人
回数	0回	4回	1回	1回									6回
⑦親子通園事業	14人	24人	24人	27人									-
回数	4回	5回	12回	12回									33回
⑧外来訓練事業	125人	140人	141人	146人									-
回数	329回	325回	359回	367回									1,380回

## 各事業の報告内容について

①相談支援事業（一般）	新規の相談の方が対象
②相談支援事業（専門）	継続相談の方が対象。計画相談等も含まれる。
③相談支援事業（☎）	相談者、関係機関等との電話での相談。予約受付は数に含まない。
④児童発達支援事業	登録者数
⑤放課後等デイサービス	登録者数
⑥保育所等訪問支援事業	登録者数及び実施回数
⑦親子通園事業	登録者数
⑧外来訓練事業	登録者数及び実施回数

## 外来訓練事業の今後の方向性について

## 1 課題

- (1) 年度当初の利用希望者が多く、年度途中からの利用申込の対応に苦慮している現状がある。
- (2) 現状月 3 回枠を確保しているが、3 回の利用に至らない利用者があり、稼働率が 85%程度となっている。

## 2 課題解決に向けて

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画では、外来訓練事業は児童発達支援事業所に通っていないが、保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童を対象としている。

きらりは公設の児童発達支援センターであり、一人でも多くの心身の発達において特別な配慮が必要な市民（児童）に何らかの支援の手を差し伸べることがその使命のひとつであると考えられる。

近年、民間でも多様な児童発達支援事業所が開設され、多様な療育が提供されており、公設・民営を問わず、児童発達支援事業所を現状利用できている方については、一定の必要な支援が受けられていると考えられる。したがって、現状実現可能な課題解決策として、他の児童発達支援事業所在籍者については、外来訓練の対象外とさせていただき、前述の事業詳細計画の原則どおり、児童発達支援事業所に通っていない児童に訓練を提供していくことが有効であると考えられる。

あわせて、引き続き利用契約の際に利用率や待機のことについて周知徹底を図り、稼働率向上に努めていく。

## 3 今後の方向性（案）

**案 1** 現状のまま月 3 回の訓練回数を確保する。

受入可能者数：130 人前後

\*複数の療育機関を併用するお子さんを含む 130 人

**案 2** 児童発達支援事業所在籍者は対象外とし、それ以外の方は月 3 回の回数を確保する。

受入可能者数：130 人前後

\*療育を全く受けていないお子さん 130 人

現在の外来利用児中、17 名が民間児童発達支援事業所利用中

\*受入可能者数は変わらないが、市全体で考えたときに、新たに 17 人の療育を全く受けていないお子さんに療育を提供することができる。

## 4 適用開始時期

令和 2 年度から

# 就学前障害児の発達支援の無償化について

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

# 2019年10月1日から

## 3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

### 無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

### 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

**「満3歳になって初めての4月1日から3年間」**です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

**無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。**

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：〇〇市 〇〇部〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL: 〇〇. 〇〇. jp

# 就学前障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

## サービス内容

**児童発達支援**  
(児童福祉法第6条の2の2)

未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

**医療型  
児童発達支援**  
(児童福祉法第6条の2の2)

児童発達支援に加え、治療を行う

**居宅訪問型  
児童発達支援**  
(児童福祉法第6条の2の2)

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

**保育所等  
訪問支援**  
(児童福祉法第6条の2の2)

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う

**福祉型障害児  
入所施設**  
(児童福祉法第42条)

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

**医療型障害児  
入所施設**  
(児童福祉法第42条)

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。

※2. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。

# 児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令について

## 主な改正の内容

- 児童福祉法施行令の一部改正により、無償化対象児童を給付決定保護者の負担上限月額考え方について新たに規定した。
- これにより、無償化対象児童がいる期間といない期間とでは、当該給付決定保護者の負担上限月額は異なる可能性がある。
- このことについて、児童福祉法施行規則において、市町村又は都道府県は、負担上限月額に変更があったときには給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、施行令の改正により負担上限月額を一律に変更するものであることを踏まえ、通知を不要とする改正を行う。ただし、給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。
- 施行令の一部改正により、給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、給付決定保護者の児童に準ずる者について、給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該給付決定保護者の児童であったもの又は当該給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。
- 請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象児童に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。

## 公布日・施行日

公布日：令和元年6月5日  
施行日：令和元年10月1日

## 根拠法令

児童福祉法施行令 第24条、第25条の2、第27条の2及び第34条

## 巡回相談事業「きらきらサポート」について（中間報告）

## ◆概要

- ・1園あたり5回訪問予定（1～4回は行動観察＋カンファレンス、最終回はカンファレンスのみ）。
- ・今年度は8園に実施。
- ・保育所・幼稚園の先生方への研修としての実施。事業の流れや必要書類の書き方等を説明するために事前訪問をした上で事業開始。スムーズなスタートを切っている。

## ◆現在の状況

- ・すでに1回目の訪問を3園実施済み。
- ・子どもへの直接的な効果、変化等は2回目の訪問以降に確認されると思われる。
- ・先生方へのエンパワメントの効果は、1回目の訪問からどの園でも見られている。発達に課題を抱える子どもたちは、先生方の1つの工夫でうまくいかなかったり、その日、その瞬間のコンディション等に影響されることも多く、先生方の関わりとその子の状況が良くなることの因果関係を捉えることが難しいケースも少なくない。先生方は子どもに合った関わりをされているにも関わらず、それでいいのか、もっといい方法があるのではないかと迷いを抱えている。発達の視点で子どもの行動、先生方の関わりを整理することにより、先生方が「これで良いんだ」と自信を持って保育にあたれることは、短期間で見られる効果ではあるが、日々の生活にとって大きな効果となる。

実践が進むにつれ、先生方の気づきが増えることで先生方の不安が強くなったり、子どもの成長に伴う困りごとが出てくると思われるが、繰り返しの訪問の中で直接的に先生方を支えていきながら、事業が進んでいくに従い先生方もしくは園全体でそれを支える力が先生方や園に備わっていく見通しである。

なお、今年度巡回相談を受けた先生方より、8園で実施した事業の取り組み・成果について、令和2年3月4日に小金井宮地楽器ホールにて、市内保育所・幼稚園の先生方を対象に発表する場を設ける予定である。

## ◆相談内容で多くみられるもの

- ・就学にむけてのクラス全体での取り組み
- ・困った行動に対する他児への対応
- ・感情コントロールが難しい時の児への対応
- ・集団活動の流れに合わせて行動することが難しい児への対応
- ・静かに座って話を聞くべき時間に手足の動きが止められない児への対応
- ・集団全体に対する話の理解が難しい児への対応
- ・クラスの中で浮いているが、それに気づかず1人ですごしている（児は困っていない）児への対応
- ・うまくいかない場面（自分のやりたいことができない、自分の言いたいことがうまく伝えられない等）で、暴力的な行動が見られる（お友達には向かないが）児への対応

## ※用語の解説

エンパワメント：もともとは自信や能力をつけることを指します。ここでは、さらに、園の先生が自ら考え・判断し・行動できるようになった効果があったことを指します。

## 令和元（2019）年度運営協議会開催予定

## 1 年間実施回数

4回

## 2 年度予定

回	開催日	時間	場所
第5回	令和元年（2019）年 5月14日（火）	午前10時から正午まで	前原暫定集会施設 B会議室
第6回	令和元年（2019）年 8月20日（火）	午前10時から正午まで	本町暫定庁舎 第1会議室
第7回	令和元年（2019）年 11月5日（火）	午前10時から正午まで	前原暫定集会施設 B会議室
第8回	令和2年（2020）年 2月4日（火）	午前10時から正午まで	前原暫定集会施設 B会議室